

改正

平成11年3月26日条例第11号

平成11年10月1日条例第25号

平成16年12月28日条例第29号

平成17年12月27日条例第30号

令和7年3月18日条例第3号

敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の健康増進、スポーツの振興及び文化の向上等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、敦賀市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第3条 スポーツ施設に必要な職員を置くことができる。

(使用許可)

第4条 スポーツ施設（敦賀市きらめきスタジアムを除く。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、スポーツ施設の使用を許可しない。

- (1) 公安、風俗その他公益を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、附属施設、器具その他工作物を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理運営上支障があるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第7条 別表第1に掲げる有料施設の利用者は、使用する前日までに使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 スポーツ施設の使用料は、別表第2のとおりとする。

3 附属の設備及び特殊の器具等の使用料は、規則で定める。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 減免の範囲及び割合は、市長が別に定める。

(特別の設備等)

第10条 利用者は、スポーツ施設に特別の設備をし、又は設備の変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 使用料が未納のとき。

(4) その他市長が管理運営上必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、スポーツ施設の使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにその施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の規定を履行しないときは、市長は利用者に代わってこれを執行し、その費用は利用者が負担しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、スポーツ施設を使用中に建物、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、何人の行為であるかを問わずこれを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 地方自治法第244条の2第3項の規定により、敦賀市きらめきスタジアム（以下「きらめきスタジアム」という。）の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、きらめきスタジアムの管理上特別の事由がある場合として規則で定める場合にあつては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。

（指定管理者の指定の基準）

第15条 市長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち第1条に規定する設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

（1）市民の平等な利用を確保することができるものであること。

（2）きらめきスタジアムの効用を最大限に発揮するとともに管理の経費の縮減が図られるものであること。

（3）きらめきスタジアムの管理を安定して行う能力を有するものであること。

（4）前3号に掲げるもののほか、きらめきスタジアムの管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして規則で定める基準

（指定の公示等）

第16条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第17条 指定管理者が行うきらめきスタジアムの管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1）利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他利用に関する業務を行うこと。

（2）利用料金（第22条第1項に規定する利用料金をいう。以下この条において同じ。）の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務を行うこと。

（3）きらめきスタジアムの維持管理に関する業務を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、きらめきスタジアムの管理に関し市長が必要と認める業務を行うこと。

(指定管理者の原状回復義務)

第18条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに管理しなくなった当該施設の施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者の役員若しくは構成員若しくはきらめきスタジアムの業務に従事している者又はこれらのものであった者は、きらめきスタジアムの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(開場時間)

第20条 きらめきスタジアムの開場時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 4月1日から10月31日まで 午前9時から午後9時30分まで

(2) 3月1日から3月31日まで及び11月1日から11月30日まで 午前9時から午後5時まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の開場時間を変更することができる。

(休場日)

第21条 きらめきスタジアムの休場日は、次に掲げる日とする。

(1) 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 12月1日から翌年2月末日までの日

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の休場日を変更することができる。

(利用料金)

第22条 利用料金の額は、別表第2の2に定める額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

(準用規定)

第23条 第4条から第13条までの規定は、きらめきスタジアムの利用について準用する。この場合において、第4条第1項中「スポーツ施設（敦賀市きらめきスタジアムを除く。）」とあるのは「きらめきスタジアム」と、同項、同条第2項、第5条、第7条第1項、第10条、第11条及び第12条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第1項及び第6条中「使用し」とあるのは「利用し」と、第5条、第11条及び第12条第1項中「使用を」とあるのは「利用を」と、第6条及び第12条第1項中「使用の」とあるのは「利用の」と、第6条、第7条第1項、第10条、第11条、第12条及び第13条中「使用者」とあるのは「利用者」と、第7条、第8条、第9条及び第11条第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用条件」とあるのは「利用条件」と、第13条中「使用中」とあるのは「利用中」と読み替えるものとする。

(免責)

第24条 この条例に基づく処分によって生じた損害については、市はその責を負わない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(敦賀市立体育館設置及び管理条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 敦賀市立体育館設置及び管理条例（昭和43年敦賀市条例第36号）

(2) 敦賀市立体育館使用条例（昭和43年敦賀市条例第37号）

(3) 敦賀市遊泳場設置及び管理条例（昭和47年敦賀市条例第23号）

(4) 敦賀市宮庭球場設置及び管理に関する条例（昭和54年敦賀市条例第22号）

(5) 敦賀市東浦体育館設置及び管理に関する条例（昭和59年敦賀市条例第21号）

(6) 敦賀市栗野スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成6年敦賀市条例第21号）

(7) 敦賀市金山体育館の設置及び管理に関する条例（平成7年敦賀市条例第21号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の条例により許可を受けている者の使用については、なお従前の例による。

附 則（平成11年 3 月26日条例第11号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年10月 1 日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続、利用料金の承認その他の改正後の条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても改正後の条例の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 施行日前にこの条例による改正前の敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例中これに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 施行日前にこの条例による改正前の敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の規定により、使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月18日条例第 3 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

1 有料施設

施設区分	名称	位置
体育館	敦賀市立体育館	敦賀市松葉町 1 番 2 号
	敦賀市東浦体育館	敦賀市阿曾77号12番地
	敦賀市金山体育館	敦賀市金山58号13番地の 1

	敦賀市中郷体育館	敦賀市羽織町34番
スポーツセンター	敦賀市栗野スポーツセンター	敦賀市長谷47号54番地
テニスコート	敦賀市花城テニスコート	敦賀市櫛川39号3番地
グラウンド	敦賀市きらめきスタジアム	敦賀市若泉町9番3号

2 無料施設

施設区分	名称	位置
プール	敦賀市花城プール	敦賀市櫛川41号1番地の1
	敦賀市愛発プール	敦賀市疋田31号3番地の3
グラウンド	敦賀市中郷スポーツ広場	敦賀市羽織町27番

別表第2 (第7条関係)

1 体育館

(1) 市立体育館

ア 体育館

区分			算定基礎	金額 (単位 円)				摘要	
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時30分まで)	超過料金 (1時間につき)		
競技場	アマチュアスポーツの場合	専用する場合	全面につき	3,000	3,000	3,000	800	1 半面を専用して利用する場合は、左記の金額の2分の1に相当する額とする。 2 利用者が入場料	
		専用しない場合	高校生以下	1回につき	50	50	50		
			一般	き	100	100	100		

	合								等を徴収する場合
アマチ ュアス	興業目的のもの	全面	120,000	120,000	120,000	30,000			(興業目的のもの 及び歌舞、演劇等 を除く。)は、左 記の金額の2倍に 相当する額とす る。
ポーツ 以外の 場合	上記以外の歌 舞・演劇等	き	60,000	60,000	60,000	15,000			
	その他のもの		10,000	10,000	10,000	2,500			
会議室		1室	500	500	500	200			
		につ き							

イ 附属施設

区分	算定基礎	金額 (単位 円)	摘要
照 明 施 設	興業目的のもの の及び興業目 的以外の歌舞 演劇等	全灯 (1時間につ き)	5,000 1 3分の1灯、2分の1灯又は3分の2灯 を使用する場合は、左記金額の3分の1、 2分の1又は3分の2に相当する額とす る。
	その他のもの (アマチュア スポーツを含 む。)		1,500 2 その他のもので、利用者が入場料等を徴 収する場合又は整理券等で制限する場合 は、左記の金額の2倍に相当する額とす る。

(2) 栗野スポーツセンター・中郷体育館

ア 体育館

区分	算定 基礎	金額 (単位 円)				摘要		
		午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後5時ま で)	夜間 (午後6 時から午 後9時30 分まで)	超過料金 (1時間 につき)			
競 技	アマチ ュアス	専用する場合	全面	2,000	2,000	2,000	600	1 半面を専用して 利用する場合は、

場	ポーツ の場合	専用 しな い場 合	高校生	1回	50	50	50	左記の金額の2分の1に相当する額とする。 2 利用者が入場料等を徴収する場合は、左記の金額の2倍に相当する額とする。	
			以下	につき					
	一般	き	100	100	100				
	アマチュアスポーツ以外の場合	全面	につき	10,000	10,000	10,000	3,000		
研修室			1室	につき	800	800	800	300	
会議室			1室	につき	500	500	500	200	

イ 附属施設

区分	算定基礎	金額 (単位 円)	摘要
照明施設	全灯 (1時間につき)	1,000	1 2分の1灯以下を使用する場合は、左記金額の2分の1に相当する額とする。 2 利用者が入場料等を徴収する場合は、左記の金額の2倍に相当する額とする。
冷暖房施設	1室につき	アの使用料の10分の5に相当する額	

(3) 東浦体育館

ア 体育館

区分	算定基礎	金額 (単位 円)				摘要
		午前 (午前9時 から正午 まで)	午後 (午後1時 から午後 5時まで)	夜間 (午後6時 から午後 9時まで)	超過料金 (1時間 につき)	

競技場	アマチュアスポーツの場合	専用する場合		全面につき	1,000	1,000	1,000	300	1 半面を専用して利用する場合は、左記の金額の2分の1に相当する額とする。 2 利用者が入場料等を徴収する場合は、左記の金額の2倍に相当する額とする。
		専用しない場合	高校生	1回につき	30	30	30		
			以下一般	き	50	50	50		
	アマチュアスポーツ以外の場合		全面につき	5,000	5,000	5,000	1,500		
会議室				1室につき	500	500	500	200	

イ 附属施設

区分	算定基礎	金額 (単位 円)	摘要
照明施設	全灯 (1時間につき)	500	1 2分の1灯以下を使用する場合は、左記金額の2分の1に相当する額とする。 2 利用者が入場料等を徴収する場合は、左記の金額の2倍に相当する額とする。

(4) 金山体育館

ア 体育館

区分	算定基礎	金額 (単位 円)				摘要	
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	超過料金 (1時間につき)		
競技場	アマチュアスポーツ専用する場合	全面につき	1,000	1,000	1,000	300	1 半面を専用して利用する場合は、左

場	ポーツ の場合	専用	高校生	1回	50	50	50	記の金額の2分の1に相当する額とする。 2 利用者が入場料等を徴収する場合は、左記の金額の2倍に相当する額とする。
		しな い場 合	以下	につき	100	100	100	
	一般		き					
	アマチュアスポーツ 以外の場合		全面	につき	5,000	5,000	5,000	1,500
会議室・研修室			1室	につき	500	500	500	200
			き					

イ 附属施設

区分	算定基礎	金額（単位 円）	摘要
照明施設	全灯 (1時間につき)	500	1 2分の1灯以下を使用する場合は、左記金額の2分の1に相当する額とする。 2 利用者が入場料等を徴収する場合は、左記の金額の2倍に相当する額とする。
冷暖房施設	1室につき	アの使用料の10分の5に相当する額	

2 グラウンド

栗野スポーツセンター・きらめきスタジアム

ア グラウンド

区分	算定基礎	金額（単位 円）				摘要		
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時30分まで)	超過料金 (1時間につき)			
専用	アマチュアスポーツの	高校生以下	全面	1,000	1,000	1,000	300	1 半面を専用して利用する場合は、左記の

場合	一般		1,500	1,500	1,500	500	金額の2分の1に相当する額とする。 2 利用者が入場料等を徴収する場合は、左記の金額の2倍に相当する額とする。
アマチュアスポーツ 以外の場合			3,000	3,000	3,000	1,000	

イ 附属施設

区分	算定基礎	金額 (単位 円)	摘要
照明施設	全面 (1時間につき)	4,000	1 半面を使用する場合は、左記金額の2分の1に相当する額とする。 2 利用者が入場料等を徴収する場合は、左記の金額の2倍に相当する額とする。

3 テニスコート

花城テニスコート

ア コート

区分	算定基礎	金額 (単位 円)				摘要
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時30分まで)	超過料金 (1時間につき)	
専用する場合	全面	9,000	9,000	9,000	3,000	1 利用者が入場料等を徴収する場合は、左記の金額の2倍に相当する額とする。 2 期間券による使用者は、専用使用のとき又は市
	1面	1,500	1,500	1,500	500	

								長が必要とするときは、使用できない。
専用しない 場合	高校生以下	1人	100	100	100	期間 券	2,000	
	一般		200	200	200		5,000	

イ 附属施設

区分		算定基礎	金額 (単位 円)	摘要
照明 施設	専用する場合	全面 (1回につき)	7,200	利用者が入場料等を徴収する場合は、左記の金額の2倍に相当する額とする。
		1面 (1回につき)	1,200	
	専用しない場合	1人 (1回につき)	300	

備考

- 1 「高校生以下」には、就学前の幼児は含まない。
- 2 市外に住所を有する者がスポーツ施設を使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額
にその額の10分の5に相当する額を加算した額とする。
- 3 照明施設の使用料は、利用者が専用する場合に限る。
- 4 アマチュアスポーツ以外に使用する場合において、開館前、正午から1時まで及び午後5
時から午後6時までの使用については、超過料金を適用する。
- 5 超過使用の1時間未満の端数は、1時間とする。